

議案第 38 号

石岡市石岡駅東口交通広場駐車場条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市石岡駅東口交通広場駐車場条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成 29 年 4 月から石岡市石岡駅西口駅前広場駐車場を公の施設として設置し，当該施設に係る使用，管理等について定めるため。

石岡市石岡駅東口交通広場駐車場条例の一部を改正する条例

石岡市石岡駅東口交通広場駐車場条例（平成17年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

石岡市石岡駅前広場駐車場条例

第1条中「石岡市石岡駅東口交通広場駐車場」を「石岡市石岡駅前広場駐車場」に改める。

第2条の表に次のように加える。

石岡市石岡駅西口駅前広場駐車場	石岡市国府一丁目1848番地9
-----------------	-----------------

第7条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第10条及び第11条中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「石岡駅東口交通広場駐車場」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年4月1日から施行する。
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市石岡駅東口交通広場駐車場条例（平成17年石岡市条例第25号）」を「石岡市石岡駅前広場駐車場条例（平成17年石岡市条例第25号）」に改める。